

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち技術開発・成果普及等推進事業）」
審査実施要領

第1 趣旨

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち技術開発・成果普及等推進事業）」公募における実施機関の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 選定審査委員会の設置

- 1 「革新的技術開発・緊急展開事業（うち技術開発・成果普及等推進事業）」公募の実施機関の選定に係る審査を実施するため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）が、選定審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者等により構成するものとする。その際、外部専門家については次の条件を満たす者から委嘱することとする。
 - (1) 審査について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - (2) その氏名、所属の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。
利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（6）のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該提案書に参画している場合。
 - (2) 当該提案書の参画者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - (3) 当該提案の参画者と親族関係にある場合。
 - (4) 当該提案書の参画者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (5) 当該提案書の参画者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - (6) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会は、委員の中から互選により委員長を選定する。
- 6 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要

- 1 委託候補先を選定するための審査は、書類審査で行うものとする。
- 2 書類審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに各委員が採点を行い、各委員の採点結果の平均点を提案書の評点とし、より平均点の高い提案の順に予算の範囲内で委託予定先とする。また、平均点が72未満の提案は委員長は委員の同意あるいは委任を受けた上で委託予定先としないことができる。
- 3 委員長は、提案書の審査結果について、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 4 委員長は、3により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の差異が大きいと判断した場合には、その差異の大きい当該の審査結果を除外した残りの委員の審査結果の平均を採用することができる。

第4 委託予定先の決定方法

- 1 審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。
委員長は、提案者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。
- 2 生研支援センター所長は、審査結果の報告を勘案し、委託予定先を決定する。
選定した結果は、提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。
- 3 委員長は、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月6日から実施する。

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち技術開発・成果普及等推進事業）」
公募審査基準

審査項目と様式の 該当箇所	審査基準・配点	
1 事業実施体制 【様式2「事業の実施体制」、様式3「グループ構成員及び専門等」の他、様式4「本事業の活動内容等」の中での構成に係る記述】	代表機関及びグループ構成員は、確実に事業実施でき、かつ高い成果が期待できるものとなっているか。 ※グループ構成員に生産者を含んでいなければ欠格〔事務局が確認〕	A：確実に実施でき成果への期待も非常に高い 20点 B：確実に実施でき成果への期待も高い 16点 C：確実に実施できる 12点 D：実施確実性がやや低い 8点 E：実施確実性が低い 4点
2 普及・交流活動の実施内容 【様式3(1)普及・交流活動の実施内容等】	a シンポジウム等の目的、テーマ、内容は事業趣旨に照らして優れた効果が期待できるものとなっているか。	A：優れている 15点 B：概ね優れている 12点 C：標準的である 9点 D：やや劣る 6点 E：劣る 3点
	b 参加者の対象はグループ外も含む幅広いものとなる計画となっており、かつ周知方法が効果的なものになっているか。	A：対象が幅広く周知方法も非常に効果的 10点 B：対象が幅広く周知方法も効果的 8点 C：対象が幅広い 6点 D：対象がやや狭い 4点 E：対象が狭い 2点
	c 実施効果は適切な方法で評価できる計画となっているか。	A：優れている 5点 B：概ね優れている 4点 C：標準的である 3点 D：やや不適切 2点 E：不適切 1点
3 課題背景整理・情報収集の実施方針 【様式3(2)「課題背景整理・情報収集の実施方針」】	a 対象領域での生産者ニーズの収集、整理方法はグループ外も含んだ広範な対象からのニーズ収集となっているか、整理分析のための工夫や方針は優れているか。	A：優れている 10点 B：概ね優れている 8点 C：標準的である 6点 D：やや劣る 4点 E：劣る 2点

		b	生産条件の現状整理・将来想定のために参照する文献、統計、調査等や、考慮すべき観点等が具体的、論理的に挙げられる等、現状整理・将来想定を的確に実施することが期待できるか。	A：非常に高く期待できる 10点 B：高く期待できる 8点 C：期待できる 6点 D：やや期待できない 4点 E：期待できない 2点
		c	技術開発に関する現状整理・将来想定のために参照する文献や論文等が具体的、論理的に挙げられる等、現状整理・将来想定を的確に実施することが期待できるか。	A：非常に高く期待できる 10点 B：高く期待できる 8点 C：期待できる 6点 D：やや期待できない 4点 E：期待できない 2点
4	展望とりまとめの実施方針 【様式3(3)「展望とりまとめの実施方針」】		将来像を示すために考慮すべき要素やロードマップに盛り込む要素、作成方法等、優れた展望がとりまとめられることが期待できる実施方針となっているか。	A：非常に高く期待できる 15点 B：高く期待できる 12点 C：期待できる 9点 D：やや期待できない 6点 E：期待できない 3点
5	作業スケジュール 【様式5「作業スケジュール」】		作業スケジュールは合理的で実現性が高く優れたものとなっているか。	A：優れている 15点 B：概ね優れている 12点 C：標準的である 9点 D：やや劣る 6点 E：劣る 3点
6	経費 【様式6「経費の見積額及び内訳」】		経費の内訳及び支出計画は妥当であるか。	A：妥当 10点 B：概ね妥当 8点 C：一部見直しが必要 6点 D：見直しが必要 4点 E：妥当でない 2点
合計				点 (満点：120点)
<コメント>				

※ コメント欄には、提案の優れている点、問題点、見直すべき点（対象領域・作業ス

スケジュール・経費等) について具体的に記載願います。

特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。

- ※ 提案が採択された場合、事業の実施にあたって留意すべき事項（例として複数の提案の対象領域の範囲に重複がある等で連携して事業実施すべき場合等）があれば記載願います。